

資料提供		
平成29年2月16日		
担当課 (担当者)	技術企画課 (井上)	道路企画課 (小田原)
電話	0857-26-7362	0857-26-7406

山陰道「北条道路」(はわいIC~大栄東伯IC間)等の都市計画決定告示について

山陰道「北条道路」(はわいIC~大栄東伯IC間)、北条倉吉道路(倉吉IC~北条JCT(仮称))について、都市計画法第20条第1項に基づき、平成29年2月17日(金)付けで都市計画決定の告示を鳥取県公報で行います。

これにより、北条道路の新規事業化に向けての、都市計画法の手続きは完了します。今後も引き続き、地元要望等により事業の推進を国に働きかけていきます。

記

1 告示日 平成29年2月17日(金)

2 都市計画の概要

○山陰道「北条道路」(はわいIC~大栄東伯IC間)(国管理)を新規に都市計画決定

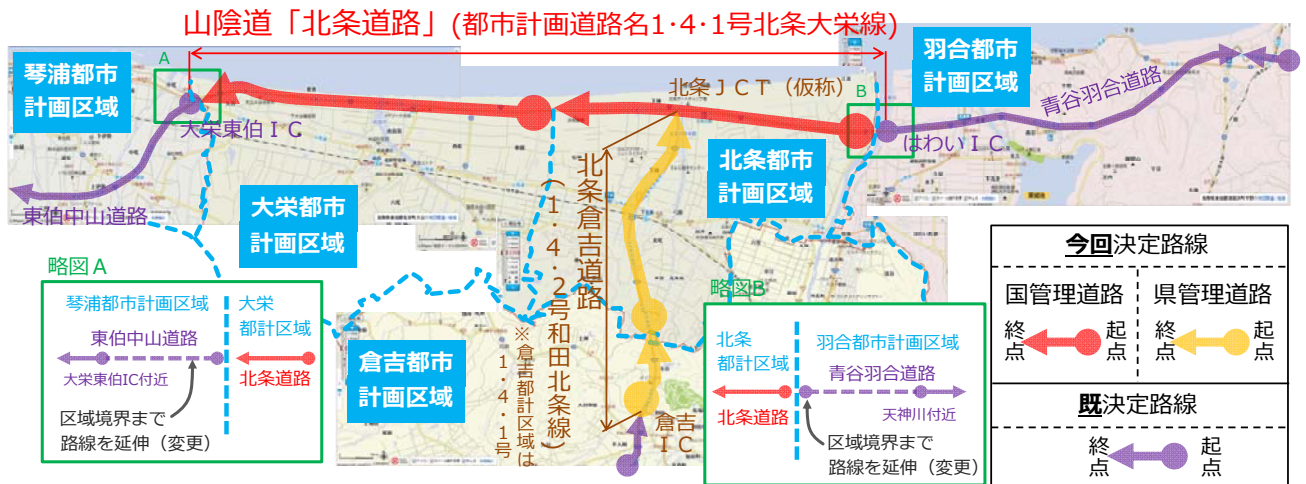
○北条倉吉道路(倉吉IC~北条JCT(仮称))(県管理)を新規に都市計画決定

※既決定の東伯中山道路・青谷羽合道路の都市計画を変更し、北条道路と接続するよう延伸。

1) 山陰道「北条道路」と北条倉吉道路の計画諸元

路線名	山陰道「北条道路」	北条倉吉道路
	はわいIC~大栄東伯IC	倉吉IC~北条JCT(仮称)
延長	13.5km	6.4km
道路規格	第1種第2級(自動車専用道路)	第1種第3級(自動車専用道路)
設計速度	100km/h	80km/h
幅員・車線数	14.0(20.5)m・4車線	14.0(20.5)m・4車線

2) 位置図



山陰道「北条道路」（はわい I C～大栄東伯 I C間）の
都市計画決定告示に対する知事コメント

県の東西が一筋のハイウェイで結ばれる夢の実現に大きく前進し、鳥取県中部地震からの復興に弾みがつくことを歓迎したい。

お世話になった国会議員、国土交通省、地域の皆様に心より感謝申し上げます。

単なる道路の整備に留まらず、インバウンド観光や産業振興など、地域をあげて地方創生に結びつけて行きたい。

平成 29 年 2 月 16 日

問い合わせ先 技術企画課 井上
電話 0857-26-7362